

「山口県障害福祉サービス実施計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（素案）」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見の募集期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月14日（木）
- 2 意見の件数 2人 37件
- 3 意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
計画の策定に当たって		
1	<p>3ページの「5 計画の構成」の「(2) 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等」の「○ 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保のための方策等」は「圏域ごとの現状を踏まえた指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保策や感染症対策等を定めます。」となっていますが、「圏域ごと」ではなく「市町ごと」ではないでしょうか。「障害福祉計画」は「市町ごと」に作成されますし、特に感染症対策は「市町ごと」の対応になるのでは、ないでしょうか。</p>	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に当たって即すべき事項について定めている国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、県は、圏域を標準として障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めるものとされており、本計画において、指定障害福祉サービス等の見込量及び当該見込量の確保のための方策については圏域ごとに定めています。</p> <p>また、感染症対策については、関係機関や市町等と連携して県が推進する対策について記載しています。</p>
2	<p>4ページの「6 計画策定上の配慮点」で「② 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」となっているのに対し5ページでは「障害保健福祉圏域」が設定されている。</p> <p>① 国の指針の「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」では「障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。」また「サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を</p>	<p>本計画では、広域的な観点から総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、障害保健福祉圏域を設定しています。</p> <p>なお、障害保健福祉圏域の設定に際しては、他のサービスとの連携を図る観点から、保健医療圏域及び高齢者保健福祉圏域との整合を図っています。</p>

	<p>図る。」となっています。「障害保健福祉圏域」の考え方は「県内の市町の障害福祉サービスの均てん化」を阻害しているように思われてなりません。</p> <p>② 18ページの自立訓練（生活訓練）の表を視ると柳井圏域元年度実績653人日/月5年度630人日/月、周南圏域元年度428人日/月5年度544人日/月、宇部小野田圏域元年度625人日/月5年度428人日/月となっています。</p> <p>人口で見ると周南圏域や宇部小野田圏域の半分位しかない柳井圏域の件数が、周南圏域や宇部小野田圏域よりなぜ多いのか、圏域でなく市町ごとデータを開示した方が、課題が明確になるのでは、と考えています。</p> <p>③ 平成の大合併により山口県は56市町村から19市町となりました。56市町村の時代は「圏域」の設定が必要と思われるが、19市町となった現在、「圏域」は不要であると私は考えています。</p> <p>以上の理由から「計画」の中での「圏域」の廃止を提案します。</p>	
3	<p>5ページの「10 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況等」の「(1) 成果目標ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行」では「県では計画の初期には地域生活移行者数の実績が国の目標値を上回っていたために、近年、施設入所者の重度化・高齢化により、地域生活移行者数が減少傾向にあります。今後は、施設入所者の意向を踏まえながら、地域生活への移行を進めていきます。」となっていますが、地域生活に移行できる方のほとんどは、既に移行済みであると私は考えています。</p> <p>福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値は「H28年度末の入所者数2,251人の4%」施設入所者数の削減の目標値は「H28年度末の2.2%」となっていますが、この</p>	<p>第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における「地域生活移行者数」及び「施設入所者数の削減」の成果目標の目標値については、市町においてこれまでの地域生活移行者数や施設入所者数の削減実績等を勘案の上設定した目標を踏まえて設定しています。</p>

	「4%」や「2.2%」の根拠やエビデンスは、どうなっているのでしょうか。	
4	<p>① 6ページの「エ福祉施設から一般就労の移行」の中の「就労移行率」の定義を説明して下さい。</p> <p>② なぜ「就労移行率の3割以上」が判断基準になるのでしょうか。</p>	<p>① 就労移行率は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合をいいます。</p> <p>② 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において、国の指針に即し、就労移行率が3割以上の事業所の割合を成果目標として定めています。</p>
5	<p>① 5ページの「10 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況等」の「(1) 成果目標イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」で目標値は「各圏域に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置」でなく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、ないのでしょうか。9ページの「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」も何をされるのか、よくわかりません。</p> <p>「精神障害にも対応した地域包括システム」の構想が公表されて、かなりの年月も経過しているのに、「協議の場の設置」でなく、山口県の指導により、この計画の最終年度末までに19市町に「精神障害にも対応した地域包括システム」に設置し、活動しながら各市町の「精神障害にも対応した地域包括システム」をより良いものにしていくべきと私は考えています。</p> <p>② 小さな市や町は、「精神障害にも対応した地域包括システム」の活動するにあたり、人材の不足が予想されるので、この計画の最終年度末までに県は、市町のバックアップ体制を構築いただきたい。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を目指すものです。</p> <p>このような体制の構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。</p> <p>このため、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、各圏域に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。</p> <p>また、本計画では、新たに、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定しています。</p> <p>引き続き長期入院患者数の減少に向けた取組を推進するとともに、市町ごとの協議の場の設置に向けた取組や協議の場の活性化を推進してまいります。</p>

第1章 成果目標		
6	<p>① 8ページの(1)地域生活移行者の増加1.9%(2)施設入所者の削減1.8%の根拠を説明してください。</p> <p>② 地域生活移行者の増加数と施設入所者の削減数は等しいと考えられますが、地域生活移行者の増加は1.9%、施設入所者の削減1.8%で0.1%(1人)の差がでるのは、なぜでしょうか。</p>	<p>① 「地域生活移行者の増加」及び「施設入所者の削減」の目標値については、市町で把握する施設入所者の地域生活への移行等に関する意向や真に施設入所支援が必要な者の見込み、これまでの実績などを勘案して市町が設定した目標を踏まえて設定しています。</p> <p>② 施設入所者数は、入所者と退所者の変動により増減することから、地域生活移行者数と施設入所者の削減数は必ずしも一致しません。</p>
7	<p>9ページの(1)の「316日以上」、(2)5年度末の「2855人、2036人、819人、1012人、599人、413人」、(3)精神病床における早期退院率の「56% 74% 85%」の根拠を説明してください。</p>	<p>(1)国が目標値を「316日以上」とすることを基本としていることを踏まえ、「316日以上」としています。</p> <p>(2)国が定める推計式により算出する目標値設定の範囲内で、県の実情に沿った数値を目標値としています。</p> <p>(3)平成29年における国の退院率に対する国の目標値の伸び率を算出し、これに平成29年における県の退院率を乗じて目標値を算出しています。</p>
8	<p>① 11ページの(1)の1.42倍、1.54倍 1.83倍 1.34倍の根拠を説明してください。</p> <p>② (2)就労定着の7割以上、8割以上の根拠を説明してください。</p> <p>③ 体験実習、当事者に寄り添った職場開拓、雇用前実習、就職先の事業所に企業在籍型ジョブコーチがいれば支援の引継、ジョブコーチがいなければ就職後3ヶ月程度の定着支援、必要により障害者職業センタージョブコーチ支援に引継というようなきめ細かい就労支援をすれば、「就労定着支援利用者が7割以上」といった荒っぽい施策にはならないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>④ 労働政策課に協議され、事業所内に企業在籍型ジョブコーチを置くように事業</p>	<p>① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標値については、地域の実態等を踏まえて市町が設定した目標を踏まえて設定しています。</p> <p>② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率については、国の指針で示された値を目標値として設定しています。</p> <p>③④ ご意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	主を指導してください。	
9	<p>13ページの「6相談支援体制の充実・強化等」で「成果目標」が抽象的に書かれていますが、なるべく数値目標がでるような具体的なものにしてください。</p> <p>例えば、「一人の相談支援専門員の担当する対象者の人数は30人以下とする。」</p> <p>「相談支援専門員の報酬を、必要な相談支援専門員の数が確保できる程度以上の金額とするよう国に要望する、当面の対応として山口県独自の上乗せ制度を創設する・市町に対しても市町独自の上乗せ制度を創設するよう働きかける。」</p> <p>「県が相談支援のスーパーバイザー（複数）を任命して報酬を支払い、○曜日の△時～□時の間、指導等で悩んでいる相談支援専門員の相談に乗る。」など</p>	<p>各市町の計画においては、活動指標として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数や地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数などの見込みを設定することとされています。</p> <p>県の計画においては、こうした各市町又は各圏域の体制確保を支援することとしているところですが、ご意見を参考に、相談支援体制の充実・強化等に係る県独自の活動指標として、相談支援体制整備事業によるアドバイザー派遣件数及び主任相談支援専門員養成研修の修了者数を追加設定しました。</p>
第2章 指定障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保策等		
10	<p>18ページの「③自立訓練（生活訓練）」の表をみると柳井圏域元年度実績653人日/月5年度630人日/月、周南圏域元年度428人日/月5年度544人日/月、宇部小野田圏域元年度625人日/月5年度428人日/月となっています。</p> <p>人口でみると周南圏域や宇部小野田圏域の半分位しかない柳井圏域の件数が、なぜ、周南圏域や宇部小野田圏域より多いのでしょうか。</p>	<p>市町は、自立訓練（生活訓練）の利用者数及び量の見込みについて、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定し、県は、市町の見込みに基づき圏域の見込みを設定しています。</p> <p>なお、地域の実情等により、人口規模と障害福祉サービス等の利用者数は必ずしも連動しません。</p>
11	<p>28ページの「成果目標4福祉施設から一般就労への移行等」の「活動指標」として「自立訓練（生活訓練）」に○印をつけるのは、いかがでしょうか。</p> <p>過去、私が参加した複数回のシンポジウム等での体験発表で、「生活訓練」を修了した後の就職が円滑にできたとの話を聞いた記憶があります。エビデンス等の説明はありませんでしたが、私は「生活訓練」を</p>	<p>「自立訓練（生活訓練）」は、自立して日常生活を営むために、規則正しい生活を身につけるなどの必要な訓練等を実施するものであり、就労に向けた訓練としての効果も期待できることから、ご意見を踏まえ、「成果目標4福祉施設から一般就労への移行等」の「活動指標」として位置付けることとしました。</p>

	<p>修了した後の就職が円滑にできたことについて何となく理解できます。</p>	
12	<p>35ページの「エ相談支援」の「相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の計画的な確保に努めます。」となっています。</p> <p>私は「現場の相談支援専門員が、サービス等利用計画の申請者数は増加しているのに、相談支援専門員は増えていないので、余裕がなくなっている。」と伝え聞いています。23ページの「①計画相談支援」の5年度の県計は元年度の約1.3倍、27ページの「エ相談支援」の5年度の県計は元年度の約1.6倍となっています。この計画には、県内の相談支援専門員数の推移が記載されていませんが、5年度の県内の相談支援専門員数は、どの位が適正だと県はお考えでしょうか。お教えてください。</p>	<p>相談支援専門員については、従事形態（常勤・非常勤、専任・兼務等）や、計画相談支援、障害児相談支援以外に担当する業務（一般相談や県・市町からの委託事業等）が多様であることから、相談支援専門員の適正な数についてはお示ししにくいものと考えています。</p> <p>ご意見のとおり、必要とされる計画相談支援や障害児相談支援の増加が見込まれるため、本計画において設定している成果目標「相談支援体制の充実・強化等」に向けて取り組んでまいります。</p>
13	<p>35ページの「オ障害児支援」に「身近な地域での障害児支援の拠点となる児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援などを活用しながら重層的な支援体制の構築を図ります」との記載がありますが、保育所等訪問では、自宅にいる児童はスクリーニングから漏れる児童があるのでは、ありませんか。ある児童発達支援センターでは、圏域の3歳児健診や5歳児健診に職員（臨床心理士）を派遣し、支援の必要と思われる児童の保護者に対し、希望すれば、月5回支援を受けることができると案内していたとのこと。これなら漏れる児童は少なくなると思います。他県の状況を聴くと情けない気持ちになるのですが、このようなことは、本県では、夢のまた夢なのでしょうか。</p>	<p>本県では、現在、市町が実施する乳幼児健康診査等により、障害の早期発見・早期療育を推進するため、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム」を推進しています。</p> <p>引き続き、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児支援を推進してまいります。</p>
14	<p>36ページの「(4) 圏域ごとの取組事項 必要な障害福祉サービス等の基盤整備を着実にを行うため、県と市町は一体的に以</p>	<p>本計画では、広域的な観点から総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、指定障害福祉サービス等の見込量及び当該見込量の</p>

	<p>下の取組を行います。」となっているので、「(4) 圏域ごとの取組事項」でなく「(5) 市町ごとの取組事項」に作り直し、国の云う「障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。」べきと提案します。</p>	<p>確保のための方策について圏域ごとに定めています。</p>
15	<p>① 37ページに「(5) 感染症対策」を記載されたことは大変すばらしいと感心しています。</p> <p>② コロナ禍で自由が規制されている施設入所者のQOL 対策の記載があれば、さらにすばらしかったと思っています。</p> <p>③ コロナ禍において、令和元年中と令和2年中の個別支援会議は、ほぼ同じ程度で開催されているのでしょうか。</p> <p>令和2年中の開催は少なくなっていると思います。その対策を計画の中に記載すべきと提案します。</p>	<p>本計画は、必要な障害福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供される体制を確保するために策定するものであり、個別支援会議の開催頻度等について記載はしていませんが、障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための県障害者計画として作成している「やまぐち障害者いきいきプラン(2018～2023)」において、適切な個別支援計画に基づいた適切な支援の推進について記載しています。</p> <p>なお、令和元年及び令和2年の個別支援会議の開催回数について、県では把握していませんが、いただいたご意見は、今後の障害者施策の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>38ページの(1)指定障害福祉サービス等及び指定通所等に係る人材の確保「障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等により、障害福祉人材の確保に取り組めるのでしょうか。」</p> <p>人材の確保をするには、「待遇の改善」が第1です。</p> <p>まずは、現在、使命感を持って現場で頑張っている方々の報酬を引き上げるように国に働きかけていただきたい。</p>	<p>県では、不足する障害福祉人材の確保のためには、新たな人材の参入を促進することが重要であると考えています。</p> <p>そのため、インターンシップや小学生親子バスツアー、職場体験等を実施し、子どもや若者に対して福祉・介護職の意義や魅力を伝えていくことにより、将来的な障害福祉の担い手の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>待遇の改善については、今後とも、国に対して障害福祉人材の処遇改善に向けた働きかけを行ってまいります。</p>
<p>第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項</p>		
17	<p>39ページの1の専門性の高い相談支援事業(3)障害者就業・生活支援センター事業</p>	<p>未設置の圏域については、圏域内の人口や障害者数等を勘案し、隣接の圏域と併せて1</p>

	<p>で6箇所開設となっていますが、柳井圏域に1箇所設置していただきたい。</p> <p>36ページの「(4)圏域ごとの取組事項」の「イ柳井圏域」に「障害者就業・生活支援センター」の記載はありません。柳井圏域には長い間、「障害者就業・生活支援センター」がなかったため、柳井圏域の人たちは、「障害者就業・生活支援センター」がないことが、当たり前になったのでしょうか。</p> <p>県内の支援の均てん化の見地からも「柳井圏域」に「障害者就業・生活支援センター」をぜひ設置いただきたい。</p>	<p>箇所のセンターを指定しており、柳井圏域については、岩国圏域にあるセンターが柳井圏域内の障害者に対する支援を行っています。</p> <p>当該圏域においては、市町福祉部門等と連携し支援することとしており、新たに設置する予定はありませんが、関係機関との連携により十分な支援が行われるよう努めてまいります。</p>
18	<p>39ページの「2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」で対象となるのは、「手話・要約筆記・盲ろう者向け通訳介助・失語症」となっていますが、これらの方だけのコミュニケーション支援で良いのでしょうか。</p> <p>鳥取県が平成29年9月1日に施行した情報コミュニケーション条例の「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」では、次のようになっている。</p> <p>(鳥取) 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。</p> <p>(1) 視覚に障がいがある者(第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。)に対しては、音声、点字、手書き文字(相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。)、拡大文字(視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。)、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>(2) 聴覚に障がいがある者(次号に掲げる</p>	<p>第3章2については、地域生活支援事業として実施する「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」について記載していますが、これら以外にも、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の支援を行う事業や、あいサポート運動を通じて、コミュニケーション支援の充実・理解に努めています。</p>

者を除く。以下「聴覚障がい者」という。) に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者(以下「盲ろう者」という。) に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字(手の指の形を用いて文字を表現することをいう。)、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がいがある者(以下「知的障がい者」という。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者

	<p>と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>となっています。</p> <p>山口県でも、視覚障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者のコミュニケーション支援について、計画に記載いただきたい。</p>	
参考資料		
19	<p>44ページに「就労継続支援A型・B型」の説明がありますが、A型、B型の違いを記載しておいてください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、就労継続支援A型、B型を区分して記載しました。</p>
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの		
20	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p> <p>(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
21	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
22	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実</p>

	<p>進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願ひます。</p>	<p>施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
23	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。</p>	
24	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。</p>	
25	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。</p>	
26	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。</p>	
27	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘が</p>	

	<p>あったにもかかわらず) なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
28	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>	
29	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
30	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	
31	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月26日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)により広報に努めました。</p> <p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p>
32	<p>今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)に掲載案件・未掲載</p>	

	<p>案件（別途小広告記載）に分かれたと認識しております。</p> <p>県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p>	
33	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>	
34	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>（パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。）</p>	
35	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。）</p>	
36	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

その他

37	<p>資料未確認ですが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p> <p>(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>障害の当事者及び支援者、学識経験者、行政機関の代表で構成する「山口県障害者施策推進協議会」において直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を最終案に反映させています。</p>
----	--	---